

第 8 回関市・武儀郡 4 町村合併協議会

平成 16 年 2 月 26 日(木)

関市役所大会議室

開 会 午後 2 時 00 分

- 1 会長あいさつ
- 2 承認事項

第 1 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

第 2 号 町名・字名の取扱いについて

第 3 号 国民健康保険事業の取扱いについて

第 4 号 消防団の取扱いについて

第 5 号 保育事業の取扱いについて

- 3 協議事項

第 1 号 広報広聴事業（自治会組織）の取扱いについて

第 2 号 保健衛生事業（国保直営診療所）の取扱いについて

第 3 号 ゴミ収集業務事業の取扱いについて

- 4 次回（第 9 回）協議会での協議事項

- 保健衛生事業について
- 1．保健事業
 - 2．衛生事業

障害者福祉事業について

高齢者福祉事業について

児童福祉事業について

生活保護事業について

その他の福祉事業について

健康づくり事業について

勤労者・消費者関連事業について

- 5 新市建設計画報告書について

- 6 その他

閉 会 午後 3 時 19 分

出席者（29名）

【関市】	会 長	後 藤 昭 夫（市長）
	委 員	石 原 教 雅（議長）
	委 員	岡 田 洋 一（議員）
	委 員	松 井 茂（議員）

	委員	三ツ岩 征 夫 (議員)
	委員	野 田 豪 一 (学識経験者)
【洞戸村】	委員	武 藤 末 彦 (村長)
	委員	野 村 昭 (議長)
	委員	後 藤 明 朗 (議員)
	委員	本 田 修 (議員)
	委員	野 村 真 富 (学識経験者)
	委員	神 山 富 幸 (学識経験者)
【板取村】	副会長	長 屋 勝 司 (村長)
	委員	長 屋 幹 夫 (議長)
	監査委員	田 中 善 隆 (議員)
	委員	長 屋 敏 (議員)
	委員	長 屋 道 郎 (学識経験者)
【武儀町】	委員	福 田 尚 雄 (町長)
	委員	池 戸 久 夫 (議長)
	委員	土 屋 昭 雄 (議員)
	委員	遠 藤 慶 司 (議員)
	委員	土 屋 希 睦 (学識経験者)
	委員	美濃羽 大 祐 (学識経験者)
【上之保村】	委員	波多野 保 (村長)
	委員	加 藤 桂 (議長)
	委員	波多野 昭 男 (議員)
	委員	長 尾 匡 雄 (議員)
	委員	河 合 正 則 (学識経験者)
	委員	波多野 勇 (学識経験者)

欠 席 者 (1 名)

【板取村】 委員 長 屋 和 幸 (学識経験者)

参 与 田 代 一 弘 (岐阜県中濃地域振興局長)

オブザーバー 棚 瀬 直 美 (岐阜県中濃地域振興局武儀事務所長)

新市建設計画作成小委員会委員長

成 瀬 豊 勝 (学識経験者)

欠 席 者 (3 名)

顧 問 尾 藤 義 昭 (岐阜県議会議員)

顧問 井上一郎（岐阜県議会議員）
顧問 林幸広（岐阜県議会議員）

幹事会 【関市】 西尾 治（助役）
森 義次（総務部長）
【洞戸村】 林 修美（助役）
【板取村】 長屋 賢治（助役）
【武儀町】 森 弘（助役）
【上之保村】 宇佐見 勝彦（助役）

傍聴者（４７名）

関市：２０名 洞戸村： ８名 板取村： １名
武儀町： ５名 上之保村： ２名 その他： １１名

職務のため出席した事務局職員

事務局長 藤川 逸美 事務局次長 中村 繁

午後２時００分 開会

開 会

事務局次長

皆さん、こんにちは。定刻を少し過ぎましたが、ただいまから第８回関市・武儀郡４町村合併協議会を始めさせていただきます。

では、本日の委員さんの出席についてでございますが、本日は板取村の長屋和幸委員さんがお１人御欠席でございますが、会議は成立しておりますことを御報告させていただきます。

１ 会長あいさつ

事務局次長

では、早速会長さんよりごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

後藤昭夫会長

皆さん、こんにちは。

大変お忙しいところを第８回合併協議会に出席をいただきまして、ありがとうございます。

皆様方も御存じのように、武芸川町さんでは、去る２月８日に合併に関する住民投票を実施されまして、関市へ編入という住民の意向が示されたわけでありまして、また昨日

は、町議会におきまして法定協議会への参加の議決をいただいたということでございます。私ども、大変喜んでおりまして、歓迎を申し上げる次第でございます。それで、きょうは武芸川町さんから、山田町長さん、山田議長さんにもお越しをいただいておりますので御了承いただきたいと思ひますし、また後ほどごあいさつがいただけるものと思っております。

さて、前回の協議会までには、協定項目の26項目中18項目につきまして承認をいただいております。本日の承認事項を含めると23項目になるわけですが、重要項目についてはほぼ協議が調ったというふうに思っております。残る協議項目は各種事務事業の取り扱いについてでございますが、これは、細かく具体的な業務の取り扱いについて28項目ほどございますが、分科会、専門部会等で検討を経て、現在、幹事会で精力的に調整を進めておるところでございます。したがって、今回と次回の協議会で、特別の事情があるものを除き、ほぼすべての案件を提案する予定になっております。

このように協議が予定どおり進んできておりますので、6月の合併調印、合併の議決、そして来年の2月の合併に向けて、今まで以上に円滑な協議を精力的に進めてまいりたいと考えます。委員の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

事務局次長

ありがとうございました。

では、武芸川町の山田町長さんと山田議長さんのお2人からごあいさつをいただきます。最初に、山田町長さんをお願いしたいと思います。

武芸川町長

武芸川町長の山田でございます。ただいま会長から、過分なる歓迎のお言葉をいただきまして、ありがとうございました。

まず、関市・武儀郡4町村合併協議会におかれましては、昨年3月より、新生関市誕生に向けまして、5市町村で順調に合併協議会を進められております。協議事項も残りわずかとなり、順調に進んでいるようでございまして、心から敬意を表するものでございます。

さて、私ども武芸川町におきましては、関市・武儀郡での合併、そして岐阜市を中心とする2市5町での合併について意見が分かれておりました。それまでの間は、一時皆さんとともに、任意協議会におきましては仲間入りをさせていただいておりました。その後、住民の意思を十分聞くべきであるという立場に立ちまして、去る2月8日、住民の意思を問う住民投票を実施いたしました。その結果、投票率は74.39%と非常に高い投票率の中、関市・武儀郡での合併を望む町民の全体の意思が62.1%を占めまして、他の選択肢を大きく上回った結果は御案内のとおりだと思っております。当町におきましては、住民投票の結果を尊重いたしまして、昨日、臨時議会を招集させていただきまして、全員一致で関市への編入について議決をいただきました。いわゆる本協議会の加入につきまして議決を経まして、「水と緑の文化交流都市・関市」に向けて、ともに歩みたいという決意を新たにし

た次第でございます。

そういう意味で、何分の御理解をいただきまして、ぜひ御理解を諸先生方にいただきたいと、かように思いますし、特段の御配慮をいただきますように切にお願いを申し上げまして、私のお願いのごあいさつといたします。よろしく申し上げます。

事務局次長

ありがとうございました。

続きまして、山田議長さんをお願いしたいと思います。

武芸川町議会議長

御紹介いただきました議長の山田でございます。

町長が申しあげましたとおり、昨日、議会の方で関市の協議会への加入ということで、全員一致で可決したわけでございます。今後は、今まで皆さん方が、我々が協議会に加入していなかったということで、いろいろお話は、町長が申しあげたとおり、進んでおるようでございますけれども、我々は我々なりに、また住民の幸せを願った行政をやっていけるように努力したいというふうに考えております。皆さん方をお願いをしたいのは、これからは互譲の精神を持って御指導・御鞭撻をいただきたいと、かようにお願いを申し上げまして、私のあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局次長

ありがとうございました。

それでは早速議事に入りたいと思いますが、その前に一つ、事務連絡でございますが、皆様方のお手元に白いシールがお配りしてあると思いますけれども、これは本日の協議会資料の訂正用でございますので、お張りいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、議事の方へ入りたいと思います。

会長さんには議長として会議の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長

それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

では、本日の協議会の会議録署名委員を御指名させていただきたいと思います。

関市の松井茂委員さんと上之保の長尾匡雄委員さんの二人にお願いします。

それでは協議に入ります。その前に、前回（第7回）協議会で出されました御意見がまとめてありますので、御報告を申し上げたいと思います。

事務局から報告願います。

事務局長

協議会事務局の藤川といたします。よろしく願いいたします。

それでは、お手元にごさいます資料の1ページから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。第7回関市・武儀郡4町村合併協議会結果というものでございます。

まず、承認事項の中で議案第1号でございますが、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて。御発言の順序はいろいろございましたけれども、それぞれの自治体別にまとめて記載してございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、洞戸村から、板取村は前回の協議会の場で、定数特例は1名でよい、ほかは関市に一任と発言されたと理解している。定数特例の1名を承知し、決定に従うということは、おのずと在任特例はなくなるということである。板取の意見は、平成15年の統一選挙で任期が平成19年まであり、合併後2年間は在任をとという意見ではないか。それは今回の場合、理由にはならないと思うという御意見です。

板取村からは、定数特例は承知している。定数特例1名については調整案に従うが、在任特例はまだ承諾・承認をしておらず、在任特例は継続協議となっているはずである。板取の議会としては在任を重要と考えている。4町村は昨年の議会選挙に続き、平成17年2月にも選挙をせねばならない。2年間に2回の選挙は行財政改革に反し、住民の理解を得られるか心配している。平成15年の選挙では、合併により4年の任期がどうなるかわからないことを承知していたが、平成17年と平成19年にも選挙をやらねばならない。市長が言われた「限りなく新設に近い合併」であれば、行革や住民負担の面で、平成19年に関市と一緒に選挙をやるべきである。これは在任特例を意識した御発言だと思います。前回お願ひし、時間をいただいて特別委員会で協議をしたが、合併後の2年間で大事にし、地元のために責任を果たしたい。また、平成19年以降の定数1は異論がないと申し上げたということでございます。

次に関市でございますが、当初より定数特例で行く方針で協議を進めてきていることを確認しておきたい。板取村の厳しい環境等については認識しての上であるが、支所機能の中で対応できると考えている。この協議会では、当初から在任か定数かを協議し、行財政改革の目的から定数特例を選び、内容を協議しているところである。定数特例については各委員さんも重々承知のことと思うが、板取村の不安をなくすために、しっかりとした支所機能を残すよう努力するというところでどうかという御意見でございます。

次に武儀町でございますが、前回、一般選挙において大選挙区でという意見が出ていると発言したが、1月15日の特別委員会で調整方針案どおりでよいとの結果となったという御意見でございました。

次に議長から、この件に関しては、在任特例か定数特例のいずれかを決めなければならない。両方はできないものである。方針案では、定数特例で平成19年4月までを任期とし、その後は定数23で一般選挙をやるとしている。いろいろ意見が出されたが、大多数の意見は調整方針どおりで行くということであるという意見の中で、休憩を挟みまして、引き続いて議長から、各首長、議長、特別委員長で協議をした結果、板取村から、調整の時間が欲しいとのことであつたので、次回に結論を出すということで今回は結論を見送り、継続

協議とするという事で御理解いただき、結果として継続協議となったというものでございます。

続きまして、議案第2号の使用料、手数料等の取扱いについては、御承認をいただきました。

それから、議案第3号 公共的団体等の取扱いについても御承認をいただいております。

議案第4号 補助金、交付金等の取扱いについてでございますが、武儀町から、案を承認するが、おのおの細部に入るといろいろ問題があるので、使用料・手数料、公共的団体等の取扱いを含めて、この3案は幹事会で十分検討していただきたいという御要望がありました。

上之保村からは、案に賛同するが、地域の活性化に資する面を十分考慮され、幹事会で検討されたいという御意見がございました。それらを踏まえた結果、承認ということになったわけでございます。

続きまして協議事項に入りまして、協議第1号の町名・字名の取扱いにつきまして、上之保村から、当村は地区名をつけると表記が長くなるため、参考2の、例えば「関市上之保何番地」という例で決定しているということです。結果として、次回の承認事項とすることです承を受けたものでございます。

協議第2号 国民健康保険事業の取扱いについてでございますが、次回の承認事項とすることです承を受けました。

続きまして3ページでございますが、協議第3号の消防団の取扱いについてでございますが、洞戸村から、各地区との調整が必要なため、次回まで時間が欲しい。また、方針案でよいが、報酬・手当については各担当と具体的な調整をされたいということで、その後調整がなされているようでございます。結果として、次回の承認事項とすることです承ということでございます。

協議第4号の保育事業の取扱いについてでございますが、板取村から、調整案に異存はない。関市との差(園児1人当たりの負担額)が約1万円あるが、これは、過疎・少子化・子育て対策であり、この地域性を考慮され、幹事会で地域に密着した過疎・少子化対策について検討されるよう要望するという御意見でした。議長から、幹事会で十分協議をするということございました。結果として、次回の承認事項とすることです承ということでございます。

続きまして、8回の協議会での協議事項について3点、私の方から御説明を申し上げ、次回の協議事項とすることです御理解をいただいております。

その他といたしまして、洞戸村から、飛騨地域では各支所に地域振興特別予算枠を設けることとなった。高山市への編入合併であり、支所は窓口業務のみならず、総合的な業務を行う。また、長は部長級を充て、12項目の専決権がある。本庁には地域振興部門を置くこととなった。以上のことを支所機能や組織・機構の参考とされたいという御意見をいただきました。そして、本日の第8回の協議会ということになったわけでございます。よろ

しくお願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明をいたしました。何かこれにつきまして御質問はございませんか。前回はこのような内容であったということを確認をいたします。

〔発言する者なし〕

2 承認事項

議長

それでは、2番目の承認事項に入ります。

議案第1号の議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを議題と供します。

事務局から、さらに説明をお願いします。

事務局長

4ページをお願いいたします。

議案第1号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

5ページをお願いいたします。

調整方針（案）

市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項の規定を適用し、関市の議会議員の残任期間に限り、編入される町村の選挙区の定数を加えた数とし、その選挙区の定数は次のとおりとする。

洞戸村の区域1人、板取村の区域1人、武儀町の区域1人、上之保村の区域1人。

合併後最初に行われる一般選挙については、旧市町村の区域をもって選挙区とし、各選挙区の定数は次のとおりとする。

関市の区域19人、洞戸村の区域1人、板取村の区域1人、武儀町の区域1人、上之保村の区域1人。将来における議会の議員の定数及び選挙区を設けることについては、その後、新市において調整するものとする。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長

再度事務局から説明がございましたが、この件につきまして、御質問、御意見、いかがでしょうか。

はい。

長屋幹夫委員

済みません。市長さん、けさの報道を見たときに、関市は実質10%の、内容はともかく、伸び、これは市長さんの人柄、あるいは議長さん、委員長さん、こうした行政と議会が一つになったこの予算の伸びであったと思います。私もこの予算を見たときに、少しあちらの方へ向いておったんですけれども、きょうからは100%関市にお世話になる、個人的に

こういう気持ちになったきょうでございます。よろしくお願いを申し上げながら、この在任について、前回の市長さんの約束、この協議会の中で結論を出していただき、こういうことに約束をいたしました。結果はどうあれ、死刑判決だけは省いていただいて、いかなる判決をいただこうとも心の準備はできておりますので、よろしくお願いを申し上げながら、それでも一言だけ、市長さん、いいかな、すみません。

これは皆さんにも聞いていただきたい。板取村を県境とする福井県の和泉村、ここの人口は 750 名、議会は 8 名。ここも大変合併に揺れ動いた小さな村でございます。この中濃地区に非常に似た環境の中で、母体は大野市、そしてその中の一つの市が離脱をいたしました。そして大野市、和泉村との合併の折衝がございました。いつときは、小さな和泉村でございましたけれども、合併を否決をした村でございます。その後、市長さんにゆっくりと判断をしていただきたいのは、母体である大野市がその否決を聞いて、大野市長が二度、三度、小さな村に足を運びながら、8 名の議員に、編入であるけれども在任を認めるからどうか合併をしていただきたい、こういうお願いをされたそうです。市長さんのその労を酌みながら、和泉村の議員の人たちは、再度村長の提案に対して今度は可決です。こんな話は私も聞いたことがございません。否決を可決ということはこの地方自治法にあるのか、あるいは憲法に定められた行為であるのか、私にはわかりませんが、それは法律よりも合併をするということが、この和泉村、大野市が選んだ最も大切なことであったと思います。

この合併においては、いかに在任特例というものが重要であり、そして合併することが法律以上に重いということを皆さんに聞いていただきたい。議会はともかく、そういう例のあるということ、市長さん、おわかりかどうかわかりませんが、そういうことでございますので、きょうは、結果においてはありがとうございますと言えるのか、それとも下を向いておるのか、これは結果として受けとめますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長

貴重な御意見も拝聴させていただきました。

そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

今、切々なる板取村の状況もお話しになり、和泉村との関係もお話しになりました。本当に私も事情はよく存じておまして、気持ちは大切にいたしたいと思います。

そういうことも踏まえましたが、きょうの議題につきましては、この調整案どおりにひとつ御承認をいただきたいと思いますので、よろしくお願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

どうもありがとうございます。心から感謝申し上げます。

次に、第 2 号議案の町名・字名の取扱いについてを議題と供します。

事務局から説明願います。

事務局長

それでは6ページをお願いいたします。

議案第2号 町名・字名の取扱いについて。

町名・字名の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

7ページをお願いいたします。

調整方針(案)

洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の町名・字名については、各町村の意向を尊重するものとする。ただし、町名・地番等が重複しないよう調整するものとする。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ただいま説明を申し上げました町名・字名の取り扱いにつきまして、承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。異議なしと認めまして、提案どおり承認することにいたします。

続きまして、第3号議案の国民健康保険事業の取扱いについてを議題と供します。

説明願います。

事務局長

8ページをお願いいたします。

議案第3号 国民健康保険事業の取扱いについて。

国民健康保険事業の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

9ページをお願いいたします。

調整方針(案)

基本的には、関市の制度により統一するものとするが、差異のある国民健康保険制度については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 賦課形態は、保険税とする。ただし、平成16年度は各市町村それぞれ現行のとおりとする。

(2) 賦課方式は、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式とし、保険税率は平成17年度の医療費見込み等を基礎として算定する。ただし、平成16年度は市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により各市町村それぞれ現行のとおりとし、合併後に保険税額が急激に増加する場合は、状況に応じて3年間を限度として、激変緩和措置を講ずるものとする。

(3) 納期は、関市の例により10期とする。ただし、平成16年度は各市町村それぞれ現行のとおりとする。

(4) 葬祭費は、5万円に統一する。

(5) 高額療養費支払資金貸付事業については、関市の例により実施する。なお、貸付割

合は支給見込額の9割以内とする。

(6) 国民健康保険財政調整基金は、適正な管理運営に努め、新市に引き継ぐものとする。
よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長

説明いたしました国民健康保険事業の取り扱いにつきまして、御承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。異議なしと認めまして、提案どおり承認することにいたしました。

続きまして、第4号議案の消防団の取り扱いについてを議題と供します。

事務局から説明願います。

事務局長

10ページをお願いいたします。

議案第4号 消防団の取り扱いについて。

消防団の取り扱いについて、承認を求めるというものでございます。

11ページをお願いいたします。

調整方針(案)

1. 消防団については、当分の間は、各市町村の現在の組織を基本とした5消防団による連合体とする。ただし、合併後の適切な時期に、人員も含めた総合的な消防団組織の見直しを行うものとする。

2. 消防団員の身分、報酬、手当等については、関市に準ずるものとする。

3. 式典等の行事及び機械器具等については、現行のとおりとする。ただし、合併後、消防団の組織の再編に合わせて調整を行うものとする。

4. 消防相互応援協定については、現行のとおりとし、合併後、調整するものとする。
よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長

説明いたしました消防団の取り扱いにつきましてでございますが、調整案どおり承認することに異議ございませんか。

はい。

神山富幸委員

ただいまの議案につきまして、過日、関市と武儀郡4ヵ町村との話し合いにおきまして、この課題を十分協議いたしました。たまたま私が座長を務めさせていただきました。その中で、この案の1から4番まで、順次練り合ひまして、この問題を一つずつ今年のうちに解決して、改善するところはどんどん改善していくと、こういうふうに協議いたしましたので、この調整方針案どおり、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

ありがとうございました。

それでは、再度、調整案どおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めまして、調整案どおり承認することにいたします。

続きまして、第5号議案の保育事業の取扱いについてを議題と供します。

事務局から説明願います。

事務局長

12ページをお願いいたします。

議案第5号 保育事業の取扱いについて。

保育事業の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

13ページをお願いいたします。

調整方針（案）

1．保育料については、関市の例によるものとする。ただし、合併後5年間は不均一料金として毎年度均等に段階的に調整し、平成21年度から同一料金とする。

2．保育料の減免については、関市の例による。

3．保育園給食については、当面現行のとおりとし、新市において調整するものとする。

4．通園バスについては、当面現行のとおりとし、新市において総合的な交通体系の中で調整する。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ただいま保育事業につきまして説明をいたしました。

これにつきまして、調整案どおり承認することに異議ございませんか。

はい。

本田 修委員

洞戸村でございますが、この調整方針案には賛成をいたしますが、学童保育事業の実施など、過疎地域においては大変大きな問題でございます。ひとつ過疎地域においても、子育て支援の充実をよろしく願いしたいと思います。

議長

はい。

田中善隆委員

保育所の取扱いですが、前回説明をいただき、また今回、局長から説明をいただきました。今後、幹事会で十分検討するという説明でございますが、その後の進展をひとつ説明いただければありがたいなと思います。

事務局長

先ほど御説明いたしました資料の3ページでございますが、前回、板取村の方から、先ほど読み上げました内容で、幹事会で地域に密着した過疎・少子化対策について検討され

るよう要望するという御意見がございました。その後、2月6日と2月18日と2月23日、3回幹事会を開催しておりますが、この1点という意味ではなく、こういう御意見も意識しながら、全体的な協議を進めているという状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

よろしゅうございますか。

それでは、なければ調整案どおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。承認することに決定をいたします。

3 協議事項

議長

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

最初に、協議第1号の広報広聴事業(自治会組織)の取扱いについてを議題と供します。

説明願ひます。

事務局長

それでは14ページをお願いいたします。

協議第1号 広報広聴事業の取扱いについて。

広報広聴事業の取扱いについて、協議を求めるといふものでございます。

15ページをお願いいたします。

調整方針(案)

自治会組織については、合併時から関市の制度に統一した新市の組織を編成する。洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村においては、現行の区域ごとに新たに自治会を組織し支部を編成する。各支部ごとに自治会連合会理事(支部の代表者)を選出する。

自治会活動奨励金、自治会連合会補助金等については、平成17年度から関市の制度に統一するといふものでございます。

なお、下段につきましては、現在の自治会連合会の構成を掲げてございますが、関市につきましては13支部442自治会でございます。4町村につきましては、ここに記載されているようなそれぞれ区を設けて運営されている状況でございますので、よろしくお願ひいたします。

そして16ページでございますが、新市の自治会連合会の構成が、事例1、事例2という形で掲げてございますが、上の段につきましては17支部の

515自治会、下の段は19支部の515自治会ということでございますが、現在の武儀町におかれまして、以前合併されたときの富之保、そして中之保、下之保、それぞれを独立させた形にいたしますと19支部になるといふものでございます。

なお、17ページ以降につきましては、前回詳しく資料について御説明させていただきます

したので、17、18 ページにつきましては参考でよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしく御協議のほどお願ひいたします。

議長

広報広聴事業の取り扱いについて、今説明をいたしました但、これにつきましては御協議をお願ひしたいと思ひます。

武儀町さん、これでいいですか、どうですか。

福田尚雄委員

武儀町ですが、今、事務局長が説明をされました件、武儀町としては事例2の方で、19支部 515自治会の方でお願ひがしたいと、こういう意見でございますので、よろしくお願ひします。

議長

そのほかございませんか。

はい。

野村真富委員

洞戸村でございますが、17 ページの事務事業一元化調書の中に、洞戸村の区長会長1名となっておりますが、実質副会長が1名おりますので、これをつけ加えていただきたいと思ひます。

議長

御無礼しました。申しわけありません。

そのほかございませんか。上之保、どうですか。

波多野 保委員

上之保村でございますが、上之保は現在、区長会長として1名選任しておりますけれども、副を現在ではつくっておりません。しかしながら、村の組織の中では会長1名でも事足りておりますけれども、自治会としての組織を考えますと、やはり会長の事故あるときには副会長がその役を交代して務めなければなりませんので、洞戸村と同じように副会長を1名、お願ひをいたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長

事務的にはそういうものも含めてさせていただきたいと思ひます。

大まかには大体今発言がございましたように、事例2でお願ひしたいという希望もございりますので、この次の協議会の承認事項として調整していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

続きまして、次に協議事項の2号の保健衛生事業（国保直営診療所）の取り扱いについてをお願ひします。

事務局長

19 ページをお願ひいたします。

協議第2号 保健衛生事業の取り扱いについて。

保健衛生事業の取扱いについて、協議を求めるといふものでございます。

20 ページをお願いいたします。

調整方針（案）

洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の国民健康保険直営診療所並びに板取村門原地区へき地出張診療所については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

施設の統廃合については、地域医療の状況を勘案し、新市において検討するものとする。

診療業務、診療時間等については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、業務体制の見直し等、効率的な経営に努めるものとする。

以上、御協議のほどお願いいたします。

議長

保健衛生事業の取り扱いにつきまして説明いたしましたが、これにつきまして、御協議を願いたいと思います。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次の協議会に承認事項として調整案を提案するようにしたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。そのようにさせていただきます。

続きまして、第3号の協議はゴミ収集業務事業の取扱いについてでございます。

事務局から説明願います。

事務局

24 ページをお願いいたします。

協議第3号 ゴミ収集業務事業の取扱いについて。

ゴミ収集業務事業の取扱いについて、協議を求めるといふものでございます。

25 ページをお願いいたします。

調整方針（案）

ごみ収集及びリサイクル業務については、合併年度においては各市町村とも現行のとおりとし、平成17年度から関市の制度に統一する。

ごみ減量化補助金については合併時から、資源回収事業奨励金については平成17年度から、ともに関市の制度に統一するというものでございます。

下の段につきましては、それぞれの市町村の運営方式、あるいは収集頻度等が記載されてございます。

26 ページにつきましては、それぞれのごみ袋の基準枚数、さらには料金、そして27 ページにつきましては、容器包装リサイクルの項目、さらに下の段につきましては、調整方針案で御提案申し上げておりますごみ減量化補助金、さらには資源回収事業奨励金の資料をつけ加えさせていただいておりますので、よろしく御協議のほどお願いいたします。

議長

ただいま説明いたしましたごみ収集業務事業の取扱いについて、御協議を願いたいと思います。

はい。

加藤 桂委員

上之保ですが、可燃ごみの収集でございますけれども、上之保は、冬季週1回、夏季週2回となっておりますが、現時点で、上之保の場合、婦人会が一生懸命やっておってくれますのでこのように終わっておりますけれども、できれば合併した暁には、やはりよその町村と同じように2回にさせていただくような配慮を幹事会の方でも勘案していただきたいと思っておりますし、それから粗大ごみにつきましても、やはり2回になっていきますけれども、これも3回にお願いできればと思っておりますので、そこら辺のところの調整をよろしく願いいたしたいと思います。

議長

そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、そういうものも含めて、調整案として次回の協議会に協議事項として上げていきたいと思えます。

よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

以上をもちまして、協議事項を終わります。

4 次回（第9回）協議会での協議事項

議長

次に、次回（第9回）の協議会の協議事項について、8項目ございますから、一括事務局から説明させます。

事務局長

それでは、31ページをお願いいたします。

保健衛生事業のまず保健事業でございますが、岐阜広域合併協議会と飛騨市について掲げてございます。

岐阜広域合併協議会につきましては、初期救急医療体制については、当面現行のとおりとするという文から、以下、多数の項目にわたって記載されておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、飛騨市につきましては、読み上げますと、健康診査事業、母子保健事業、乳児健康診査事業、予防接種事業については、それぞれ現行のとおり実施し、内容については、住民に不公平の生じないよう新市移行までに統一する。手数料及び各種補助金については、新市移行までに調整するということになっております。

続きまして、次の 32 ページからは 5 市町村のそれぞれの事業を上げてございます。左側の基本健康診査、ヤング健診、胃がん検診、大腸がん検診、それぞれこのようになっておりますので、よろしく申し上げます。33 ページには、乳がん検診、子宮がん検診、骨密度検査、さらには骨粗しょう症検診、前立腺がん検診等も上げてございます。34 ページには、肺がん検診、胸部エックス線検査、それから肺がん検診の中の喀痰細胞診検査を上げてございます。そして、35 ページからは母子保健事業の中の乳幼児健康診査と乳幼児歯科薬物塗布を上げておりますし、一番下につきましては妊婦健康診査、それぞれ 5 市町村でこのような形でやっていらっしゃると思いますので、参考までによろしく申し上げます。

36 ページにつきましては、その他の母子保健事業といたしまして、母と子の歯磨き事業、母子訪問指導事業、母親・両親学級事業、母子保健相談事業、子育て支援事業、数多くなされております。

そして 37 ページでございますが、ここは予防接種の関係でございます、ツベルクリン、BCG、ポリオ、二種混合、三種混合、ここににつきましては 5 市町村ともすべて無料ということとなっております。

それから 38 ページでございますが、ここににつきましては、麻疹、風疹、日本脳炎、これにつきましては無料、そして、インフルエンザにつきましてはすべて自己負担額が 1,500 円ということで実施されております。

39 ページからは保健衛生事業の中の衛生事業になっておりますが、岐阜広域合併協議会につきましては、読み上げますと、し尿処理事業については、収集体制は当面現行のとおりとする。なお、収集料金については、合併後 3 年を目途に、統一に向け調整するものとする。合併浄化槽設置補助制度については、合併時までに岐阜市の制度を基本として調整し、新たな制度に統一するものとする。

それから恵那市と恵南でございますが、これにつきましては、収集と処理関係につきましては、収集体制、汲み取り料金については、現行のまま新市に引き継ぐ。浄化槽清掃手数料については、現行のまま新市に引き継ぐ。販売委託手数料については、恵那市の例による。し尿処理施設については、現行のまま新市に引き継ぐということでございます。

さらに、中津川市と恵北でございますが、合併処理浄化槽設置事業補助金は、現行のまま中津川市に引き継ぐものとする。ただし、合併翌年度以降については合併処理浄化槽設置の普及を図り、生活排水による河川の水質汚濁防止及び生活環境の向上に資するため、新市において速やかに調整するというものでございます。

40 ページにつきましては、し尿処理事業の中の上の段が浄化槽汚泥の海洋投棄、これを武儀町と上之保村が現在まだなさっているということでございます。それから、し尿処理料金の賦課徴収につきましては、板取村がこのような形でなさっています。

そして 41 ページでございますが、合併処理浄化槽設置整備事業補助金というのが、4 町村におきまして、それぞれの人槽に基づきまして、ここに記載されているような額で補助金を出していらっしゃると思います。さらに合併処理浄化槽整備事業ということで、洞戸村が事

業主体となって分担金を30万円集めていらっしゃるということです。それから、一番下の段は浄化槽清掃業の許可等でございます。御参考までによろしくお願ひしたいと思います。

42ページでございますが、ここでは、上の段がネズミ及び衛生害虫の駆除ということでございまして、上之保村の例を掲げてございます。下の段は動物の指導管理でございますが、犬の登録、狂犬病予防注射等、さらには一番下の行は、野犬及び未登録犬の捕獲・指導についてもそれぞれこのような形でなされております。

それから、43ページは障害者福祉事業ということで、岐阜広域合併協議会につきましては、重度心身障害者医療費助成、障害者施設等の整備費助成、さらには盲導犬、聴導犬及び介助犬飼育費助成事業というのをなされております。このように調整されております。

それから、益田郡合併協議会につきましては、身体障害者福祉事業という中で、ここに記載されているような調整を盛り込んでおるということでございます。

44ページをお願いしたいと思います。重度心身障害者医療費助成ということでございまして、これにつきましては上の段が県事業、下の段が市町村単独事業というふうに分けて調べさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思いますし、45ページにつきましては、重度心身障害老人医療費助成というのを、ここでもまた県事業と市町村単独事業、上の段と下の段に分けて書いてございますので、よろしくお願ひします。

そして46ページでございますが、これにつきましてはタクシー利用助成事業というものでございまして、これは身体障害者に対する助成ということで、関市と武儀町において実施なさっているということでございます。それから、重度心身障害児手当支給事業につきましては、関市においてこのような形で実施しているというものでございます。

47ページは入浴サービス事業ということで、関市と武儀町、それぞれ株式会社福祉の里へ委託していると、こういう状況でございます。

そして48ページへ参りますが、高齢者福祉事業ということで、岐阜広域合併協議会と郡上郡町村合併協議会を掲げてございます。主に岐阜広域の場合は敬老事業、さらには住宅改造補助、さらには、はり、きゅう、マッサージ費用助成、それから配食サービス、介護用品支給事業等々を上げております。郡上郡につきましては、長寿者褒賞について書いてございますし、その他配食サービス、さらには家族慰労金事業、高齢者等温泉入浴サービス事業、外出支援サービス事業について、ここに書いてあるような事例で調整をなされております。

49ページでございますが、敬老事業に入りますと、それぞれ敬老会は5市町村ともやっ
ていらっしゃると思いますし、長寿褒賞金もここに記載されているようなお金を支給している、さらには敬老祝金もこのような金額で対応なさっているという状況でございます。

50ページでございますが、上の段は69歳老人医療費助成事業ということでございまして、これは5市町村とも同じ内容になっておりますので、よろしくお願ひします。下の段につきましては、寝具類等乾燥消毒サービス事業ということで、関市の場合、おおむね65歳以上の単身世帯に対応しているということでございます。さらに、高齢者のみの世帯、

そして身体障害者も該当いたしますが、このような形になっております。

それから、家族介護慰労事業等につきましてでございますが、家族介護慰労金、さらには寝たきり高齢者等介護慰労金がこのような内容で支給されているということでございます。

52 ページに参りますと、上の段が高齢者介護用品支給事業ということで、板取村と武儀町で実施いたしておりますし、家族介護者交流事業を武儀町で実施しているというものです。

さらには、53 ページに参りますと紙おむつ購入券等助成事業ということで、関市で実施いたしております。配食サービス事業につきましては、内容はそれぞれでございますが、5 市町村とも実施いたしておるということでございます。

そして 54 ページでございますが、高齢者生活支援助成事業ということでこのような内容を関市で実施いたしております。

さらには、55 ページは高額療養資金等貸付事業を書いております。

そして 56 ページでございますが、児童福祉事業に入りまして、児童手当というのを掲げてございます。それぞれ第 1 子、第 2 子、第 3 子以降の、上の段につきましては金額が同じでございますが、市町村単独というものがそれぞれございまして、下段に掲げてございますので、御参考までによりしくお願いします。

そして、57 ページは出産奨励手当支給ということで、板取村、武儀町、上之保村につきまして、このようにいろいろな条例をもって対応されているということでございます。

それから 58 ページでございますが、乳幼児医療助成ということで、5 市町村すべてなされております。それから、母子家庭等医療費助成につきましてもこのような形でなされておりますので、参考までにお願います。

そして、59 ページは父子家庭医療費助成でございます。さらに中ほどには児童センター、さらには一番下に子育てサロン事業、それぞれの自治体でなされております。

そして、60 ページでございますが、他の協議会の事例でございます。

まず、児童手当につきましては、西濃圏域合併協議会につきましては、新市において引き続き実施するよう調整する。

出産奨励手当につきましては、飛騨市は、子づくり、出産等補助金については、少子化対策の中で総合的に検討し、新市移行までに調整する。郡上郡町村合併協議会では、出産祝金等の取扱いについては、少子化対策及び福祉の増進を図ることを目的に、次のとおり調整し、新市において実施する。以下、このような形になっております。

そして、乳幼児医療費助成につきましては、岐阜広域合併協議会、さらには山県市について書いてございますので、よりしくお願いします。

そして、母子家庭等医療費助成につきましては岐阜広域合併協議会、さらには山県市について掲げております。

それから、父子家庭医療費助成につきましては岐阜広域合併協議会、児童センターにつ

きましては岐阜広域合併協議会、それぞれこのように調べさせていただきましたので、御参考までによりしくお願いします。

61 ページでございますが、生活保護事業でございます。生活保護の中で級地区分というのがありますが、関市については3級地の1、4町村につきましては3級地の2ということで、これは生活保護法による生活扶助基準というのがございまして、それぞれの自治体で何級地の何という形で決まっておりますので、こういうことになっているということでございます。ちなみに、3級地の1の方が金額的には3級地の2より高額でございますので、よろしく申し上げます。

それから62ページでございますが、ここでは生活保護制度が書いてございます。憲法第25条には、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという条項がございまして、ここの考えに基づいて実施するというものでございます。

それで、生活保護の仕組みでございますが、四角く囲ったところでございますが、上の段は、いわゆる最低生活費よりも世帯の収入が少のうございまして、保護費が支給されると。下の段は、保護が受けられない場合で、最低生活費が世帯の収入よりも少のうございまして。逆に収入の方が多うございまして、その出た分は超過分という形でみなされますので、支給は受けられませんよということの図式化です。

そして、生活保護の適用につきましては、このような内容で適用されるということになっておりますので、よろしく申し上げます。

それで63ページでございますが、他の事例で、生活保護は、岐阜広域合併協議会、西濃合併協議会、西東京市、野田市についてそれぞれ調べております。

それから関係法令でございますが、生活保護法による保護の基準第3項の中で、ちょっと読み上げますと、市町村の合体、編入又は境界変更により異なる級地の地域が、同一の市町村の区域に属することとなる場合は、当該市町村の全部の区域について、合体、編入又は境界変更が行われた日の属する月の翌月から最も高い級地区分を適用することということになりまして、この5市町村に適用いたしますと、一番下の行でございますが、これにより、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の級地区分は、合併時に関市の級地区分が適用されることになる。いわゆる3級地の1となると、こういうことでございます。

それから64ページでございますが、その他の福祉事業でございます。これにつきましては、5市町村のそれぞれの施設を書いてございまして、使用料等も書いてございまして、御参考までによりしくお願いします。

65ページも同じでございます。

デイサービスセンターを66ページに書いてございまして、これまた参考までにお願います。

67ページでございますが、災害援護資金貸付ということで、貸し付けの金額がここに掲げてございます。それぞれ若干金額に相違がございますので、御参考までによりしくお願いします。

68 ページにつきましては他の事例でございますが、福祉施設として、飛騨市、それから飛騨地域合併協議会を上げさせていただいておりますし、災害援護資金貸付につきましては、岐阜広域合併協議会について掲げてございます。

69 ページにつきましては健康づくり事業ということでございまして、関市と板取、関市は実際にやっているわけでございますが、16 年度から 25 年度で計画をやっております。そして、板取村につきましては今年度策定中ということでございます。それから、健康づくり推進協議会につきましては、それぞれ関市健康づくり推進協議会、板取村健康づくり推進協議会がこのような内容で組織化されておりますので、よろしく申し上げます。

70 ページでございますが、食生活改善推進員ということで、関市の場合は健康づくり教室、4 町村は栄養教室ということで、それぞれこのような形で実施いたしております。

そして、71 ページにつきましては食生活改善推進員の育成ということで、関市の場合は婦人健康づくり推進員、そして洞戸村、板取村、武儀町、上之保村の 4 町村につきましては食生活改善推進員ということになっております。それから、下の段は健康福祉フェスティバルということで、関市は関市民健康福祉フェスティバル、洞戸村はきてくん祭ほらど、板取村は板取村産業祭、武儀町と上之保村は津保川産業祭を実施いたしております。

そして 72 ページでございますが、他の協議会の例ですが、健康日本 21 市町村計画を 3 ヶ所で上げておりますし、健康づくり推進協議会、これも三つの協議会で上げてございます。それから食生活改善推進員、二つの協議会、健康福祉フェスティバル、これも二つの協議会でそれぞれこのような内容になっているということでございますので、よろしく申し上げます。

73 ページでございますが、ここは勤労者・消費者関連事業ということでございます。関市にあるわけでございますが、勤労者福祉関連施設は関市勤労会館、それから千疋体育館、アピセ・関がありますし、勤労者住宅資金融資、さらには勤労者住宅資金利子補給という制度もございますので、よろしく申し上げます。

そして 74 ページでございますが、事業所従事者等生活資金融資、外国人研修生受入事業補助については関市、そして消費生活相談及び啓発については 5 市町村ともこのような形でなっております。消費生活モニターが関市であります。

そして、75 ページにつきましては飛騨地域合併協議会、それから川口市・蕨市・鳩ヶ谷市法定合併協議会、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の例を上げてございますので、よろしく申し上げます。

76 ページにつきましては、75 ページの飛騨地域の合併協議会で「別紙のとおりとする」というふうになっておりまして、その別紙が 76 ページでございますので、ちょっと字が小さございますが、御参考までによろしく願いいたします。

以上、御報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長

ただいま説明を申し上げました次回協議会の協議事項でございますが、この際、御質問、

御意見ございませんか。

はい。

長屋道郎委員

60 ページに出ておりましたように、出産祝いとかそういういろいろな過疎地における助成金というものは、関市に入りましても、板取のような過疎が激しく進行しつつあるところについては、相変わらず過疎化は進むと思います。地域的に関市になりましても、その地域としては過疎を少しでも食いとめていきたいと思いますので、その地域からの要望もいろいろ出てくると思いますが、そういう点についてはまたいろいろないい知恵を出していただきまして、それを助成していただくということを念頭に置いて進めていただきたいと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。

なければ、次回の協議事項として進めてまいりたいと思いますので、よろしく願います。

5 新市建設計画報告書について

議長

それでは、新市の建設計画の報告書が最終的にでき上がったということでございます。成瀬委員長さんに御出席をいただいておりますので、御報告を願いたいと思います。

新市建設計画作成小委員会委員長

それでは、今、後藤会長の方からお許しが出ましたので、新市建設計画作成小委員会の経過報告をしますが、先週、2月18日、関市役所の会議室で第5回新市建設計画作成小委員会を開催しました。

協議内容としましては、昨年12月25日の第6回合併協議会にて新市の建設計画中間報告書の全項目が承認されましたが、その後、各市町村におきまして住民説明会が開催をされまして、そのときに、それぞれの地区の住民の皆さんからの御意見や御要望によりまして、一部修正をしました。その内容につきましては、皆さんのお手元に、78ページからございますけれども、協議をいただきまして、本日提出内容に承認をされ、御報告を申し上げる次第でございます。

なお、新市の建設計画の内容修正につきましては、先ほど申し上げましたように、詳細が書いてございますので、藤川の方から説明をいたしますので、よろしく願いを申し上げます。

議長

ありがとうございました。

それでは、局長から願います。

事務局長

それでは、資料の 78 ページをお願いいたします。修正した部分のみ添付してございますので、よろしくお願ひしいと思います。

まず 78 ページの 3 行目の 1、ページ 29 新市建設の戦略プロジェクト「住民の健康と長寿社会を実現するプロジェクト」に、「余暇を生かす体育レクリエーション活動の推進(洞戸地域河川運動公園の整備、スポーツイベントによる交流の促進)」を追加しましたということで、次の 79 ページをお願いいたしたいと思います。

79 ページの 2 段目でございますが、「住民の健康と長寿社会を創造するプロジェクト」の中の右側の主要な施策の一番下でございます。アンダーラインが引いてございますが、「余暇を生かす体育レクリエーション活動の推進(洞戸地域河川運動公園の整備、スポーツイベントによる交流の促進)」という部分を追加させていただきました。また 78 ページに戻っていただきまして 2 でございますが、ページ 31(2)洞戸・板取地域のゾーニングを次のとおり修正しました。ゾーニング名を「人と自然の共生交流ゾーン」から「自然や文化との共生交流ゾーン」へ変更しました。したがいまして、整備方針の表現を「うるおい溢れる暮らしづくり」から「郷土文化が薫る暮らしづくり」へ変更しました。ゾーニング説明文に「洞戸地域高賀地区の清らかな自然や郷土文化を活かした癒しの回廊づくり」を追加いたしました。これにつきましては、80 ページをお願いいたしたいと思います。

この地域も文化という言葉を入れてほしいという意見が小委員会の中で強く出まして、委員会で御了解を得たものでございますが、中ほどからやや下、(2)洞戸・板取地域、ここへ「自然や文化との共生交流ゾーン」といたしまして、それと連動する形で、整備方針として、アンダーラインが引いてございます「郷土文化が薫る暮らしづくりを推進します」、そして下から 6 行目でございますが、「洞戸地域高賀地区の清らかな自然や郷土文化を活かした癒しの回廊づくり」という条文を入れてございますので、よろしくお願ひしいと思います。

それに基づきまして、33 ページでございますが、新市におけるまちづくりのイメージとして、大きく三つに分けました。左上でございます「自然や文化との共生交流ゾーン」ということにいたしておりますので、よろしくお願ひいたします。これにつきましては 78 ページに、ページ 33 にこういうふうに修正したということを書いてございます。

そして 78 ページの 4 ということで、ページ 48「近隣都市との連携を図る県道の整備」の主要事業の表中に、「主要地方道金山上之保線整備促進」を追加しました。

そして、これと関係がございまして、5 といたしましてページ 77、新市における主な岐阜県事業(1) 道路交通網の整備、主な事業の表中に「主要地方道金山上之保線整備事業」を追加いたしましたということでございます。

82 ページをお願いいたしたいと思いますが、四角く囲ってございます主要事業の下から 2 段目でございます。事業名は主要地方道金山上之保線整備促進。そして、右に上之保地域と郡上方面を結ぶ幹線道路の整備促進、そして最後のページの 83 ページの一番上の段の四角い枠の中の 4 段目でございますが、主要地方道金山上之保線整備事業という形にさせてい

ただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

議長

はい。

新市建設計画作成小委員会委員長

以上で新市の小委員会の経過報告ということにいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

議長

どうもありがとうございました。

昨年の夏から検討を進めてまいりました新市の建設計画の報告書につきましては、一応今、修正案が outcome して、これで完了したということでございますけれども、先ほど来、武芸川町さんが加入されましたので、当然新市の計画を見直さなきゃなんというふうに思っております。修正が完了した時点で、再度協議会で報告することになりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

6 その他

議長

それでは、その他に入りますが、何かございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようでございますので、以上をもちまして、本日第8回の関市・武儀郡4町村合併協議会を終了いたします。

なお、次回(第9回)の協議会は3月29日(月曜日)1時半から予定をいたしておりますので、次の機会には武芸川町さんの委員さんも入っていただきますので、よろしくお願ひします。

どうもありがとうございました。

午後3時19分 閉会